

2025年度 大学院 法学研究科 博士前期課程 入学試験

(一般入学選考 9月)

2時限目 B 専門科目または外国語

民法 試験問題

受験番号	氏名

[民法B]

〔問題〕

次の文章を読んで、後記の〔設問1〕及び〔設問2〕に答えなさい（なお、それぞれの設問は独立した問題である）。

Aは、倉庫用の建物である甲建物を所有している。Bは、部品を製造する機械を販売する会社である。Bは、2022年2月1日、会社の所有する倉庫の建替のために、仕入れた部品製造機械を保管する場所として、Aから甲建物を借りた。A・B間の賃貸借契約においては、賃貸期間は3年、賃料は月額30万円とすることが合意されていた。

Cは、工作機械を製作して販売する会社である。2022年10月15日、Cは、部品製造機械である乙及び丙を、それぞれ代金300万円でBに売却する契約を締結し、乙及び丙をBに引き渡した。CとBとの間の売買契約においては、Bが2023年3月末日までに代金を5回に分割して支払うこと、Bが代金を完済するまでCが所有権を留保することが合意されていた。Bは、乙及び丙を甲建物に搬入した。

2023年1月20日、Bは、乙を代金450万円でDに売却する契約を締結し、乙をDに引き渡した。Dは、乙をD所有の倉庫で保管している。

Bは、2022年8月頃から賃料の支払ができない状態になった。そこで、Aは、2022年9月から12月分までの賃料の支払を催告し、それでも支払がなかったことから、2023年1月15日に、Bに対して甲建物の賃貸借契約を解除する意思表示をした。

2023年2月1日時点で、Bは、Cに乙及び丙の代金を完済していない。

〔設問1〕

2023年2月に、Cは、Dに対し、乙の返還請求をした。CのDに対する請求は認められるか。

〔設問2〕

Aは、Bとの賃貸借契約を解除したが、Bは、2023年2月になっても甲建物内に丙を置いたままで何もしようとしない。この場合に、Aは、Cに対して、丙を甲建物から撤去するように求めることができるか。

解答例

近畿大学大学院法学研究科 (博士前期) 課程

2025年度入試 (9) 月期 <2024年度実施>

(一般) 入学選考

(B 専門科目または外国語)

科目名 (民法)

〔設問1〕

B・C間の売買契約においては代金完済までは売主Cが所有権を留保することが合意されており、所有権留保が成立している。所有権留保の法律構成としては、留保売主が所有権そのものを留保していると考えられる構成と所有権留保という担保の側面を強調し、売主には担保権が認められると考えられる構成等がみられる。どのような構成でも所有権留保による代金債権を確保するための方法は、留保されている所有権に基づく売買目的物の返還請求である。売主Cが所有権を留保している場合に、Cは、目的物の転買主であるDに対して返還を求めることができるかをどのように考えるかが問題となる。B・C間の売買においてBに所有権が移転していないとすると、転買主であるDは所有権を取得することができないと考えられる。しかし、転買主が民法192条の要件を満たすときには、所有権を取得することができる。したがって、Dが192条の要件を満たすかが検討される必要がある。

〔設問2〕

Bとの賃貸借契約を解除した、甲建物の所有者Aは、動産丙がAの所有権を侵害していることを理由に、その妨害排除請求を留保売主であるCを相手方として行うことができるか。

判例は、所有権留保の残債務の弁済期の前後で区別し、弁済期経過後は、留保所有権者が当該動産を占有し、処分することができる権能を有することを理由に留保所有権者の撤去義務を認めている。

出題意図

近畿大学大学院法学研究科 (博士前期) 課程

2025年度入試 (9) 月期 <2024年度実施>

(一般) 入学選考

(B 専門科目または外国語)

科目名 (民法)

〔設問1〕は、動産の売主Cは、買主Bが残代金の支払を怠った場合に、留保所有権に基づいて、売買目的物である当該動産を買主から取得した第三者Dに対して引渡しを求めることができるかという問題により、物権及び担保物権の分野に関する法制度や判例の基本的知識を問うものである。

〔設問2〕は、留保所有権者の撤去義務の検討をもとに物権及び担保物権の分野に関する法制度や判例の基本的知識を問うものである。